

## 各種給水装置工事申込書（必要書類一覧）

※標準的な場合であり下記以外に書類が必要な場合があります。

※必ず番号順に並べて提出してください。

（令和8年4月1日更新）

### 【新設申請】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
8	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

### 【改造申請（同口径の改造）】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
4	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
6	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
7	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

### 【改造申請（口径変更）】

1	給水装置工事申込書 ※水道番号を記入すること。
2	給水工事装置工事承認通知書
3	量水器口径変更届
4	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

### 【専用管申請】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	開発給水承認通知書及び同意書 ※開発給水が伴う場合
4	無償譲渡書 ※開発給水に非該当で給水本管（φ50mm等）布設が伴う場合
5	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
7	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
8	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

### 【一時給水申請（新設）】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

### 【撤去・一時給水撤去申請】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
4	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
6	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

### 【申請手数料】

新設量水器口径φ25mmまで（審査1,400+検査1,800=3,200円）
新設量水器口径φ25mm超え（審査2,400+検査3,000=5,400円）
改造・撤去・専用管 全口径（審査700+検査900=1,600円）

### 【量水器受取り時間及び必要書類】

毎週 火曜日・木曜日 午前9時～11時30分（時間厳守）
①給水装置工事申込書（加入分担金が納入済みであることを確認できること）
②支給材料受領書（出庫伝票）※申請地住所・申請者名を記入してください。
窓口混雑緩和のために6個以上の量水器又はφ40mm以上の量水器を出庫する場合は前日までに必ず連絡をしてください。

☆給水装置工事申込書、承認通知書、開始申込書・中止届出書の書式が変更（R8.4月）になりました☆  
ホームページから取得し最新の様式で提出してください。

★道路・河川占用許可依頼書の書式が変更（R7.3月）になりました★  
ホームページから取得し最新の様式で提出してください。

★各様式はホームページからダウンロードできます★  
トップページ・暮らし・手続き・水道・下水道・水道・水道の工事・給水装置工事の申込

【新設申請（3階直結給水・専用住宅）】

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
8	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

※逆止弁（チャッキ）弁の設置

【改造（専用管）申請（3階直結給水・共同住宅）】（取出しから立上り管・排水弁まで）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	3階建直結給水申込書
4	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	各階平面図（1部屋あたりの平米数が確認できるもの）※0.5㎡/1世帯計算する場合
7	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
8	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
9	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

※逆止弁（チャッキ）弁の設置

【新設申請（3階直結給水・共同住宅）】（各戸のメーターから宅内配管まで）

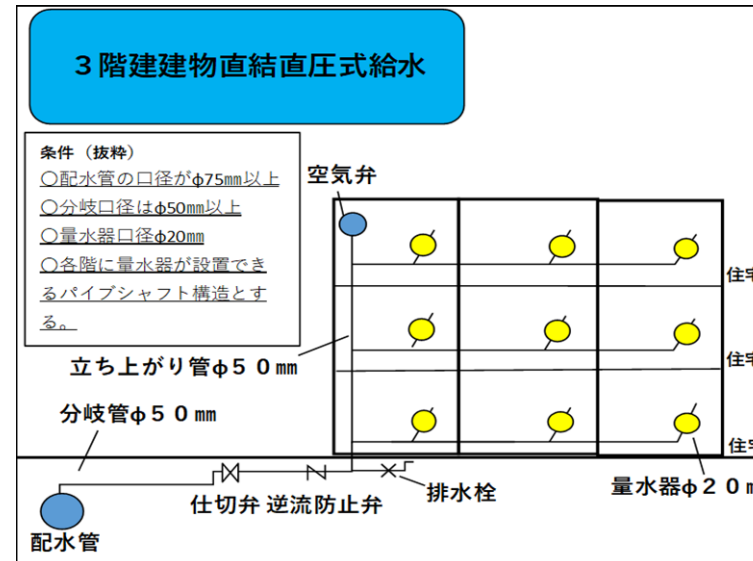
1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	設計審査手数料・工事検査手数料・加入分担金管理表
4	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）※A4版・A3版各一部ずつ
5	メーターユニット承認図
6	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
7	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
8	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書 ※1部屋につき1枚
9	図面（平面図・立面図）※1部屋につき1枚 ※北の方角を記入すること。
10	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

【メーターバイパスユニットの設置について（重要）】

下記のいずれかの要件に該当する給水申込みについてはメーターバイパスユニットの設置が原則必要となります。
①直結直圧または直結増圧給水で専用メーターを設置する集合住宅の給水申込み（例：各戸に市量水器を設置しない集合住宅など）
②直結直圧または直結増圧給水で、給水区分が「業務」の給水申込み（ただし、検定満期時の量水器の交換に関して支障をきたさないと判断できるものについては、条件付きで設置対象外とする場合もあります。）

【私道掘削について】（登記情報提供サービス（インターネット取得）も可）

私道の掘削をする場合は下記書類が原則必要となります。
①公図
②登記簿謄本
③掘削承諾書（掘削箇所の土地所有者全員）



【改造（専用管）申請（直結増圧給水・共同住宅）】（取出しから増圧P・排水弁まで）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	開発給水承認通知書及び同意書 ※開発給水が伴う場合
4	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）（取出しから増圧P・排水弁まで）※北の方角を記入すること。
8	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

【新設申請（直結増圧給水・共同住宅）】（増圧P以降の各戸メーター）

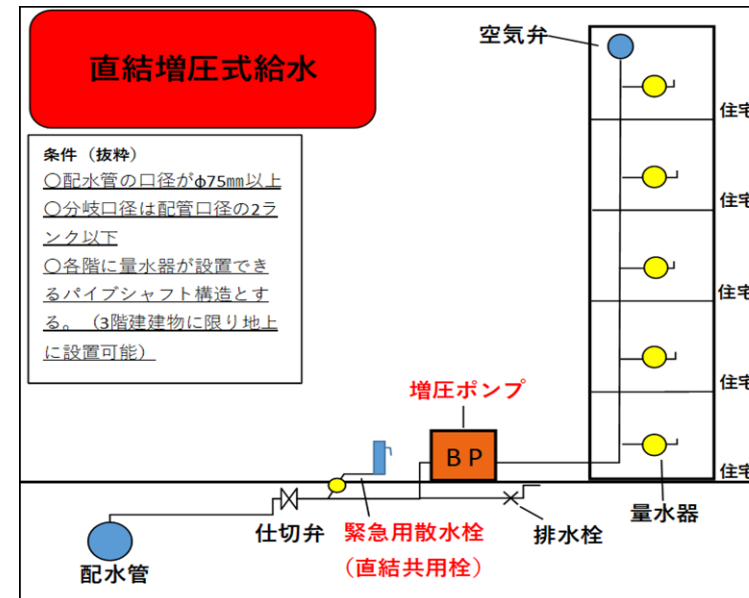
1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	設計審査手数料・工事検査手数料・加入分担金管理表
4	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）※A4判・A3判各一部ずつ
5	メーターユニット承認図 ※パイプシャフト構造の場合
6	直結増圧式給水事前協議書
7	直結増圧給水に関する承諾書
8	増圧給水管理台帳チェックリスト
9	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
10	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
11	水量計算書
12	草加市直結増圧方式水理計算検討書
13	配置図
14	各階平面図（1部屋あたりの平米数が確認できるもの）※0.5m <sup>3</sup> /1世帯計算する場合
15	系統図
16	パイプシャフト詳細図 ※パイプシャフト構造の場合
17	増圧ポンプ詳細図
18	ポンプ承認図

【新設申請（直結増圧給水・共同住宅）】（緊急用散水栓）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
8	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

【新設申請（直結増圧給水・専用メーター）】（取出しから宅内配管まで）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
5	図面（平面図・立面図）（取出しから宅内配管まで）※北の方角を記入すること。
6	直結増圧式給水事前協議書
7	直結増圧給水に関する承諾書
8	増圧給水管理台帳チェックリスト
9	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
10	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
11	水量計算書
12	草加市直結増圧方式水理計算検討書
13	配置図
14	系統図
15	増圧ポンプ詳細図
16	ポンプ承認図



【新設申請（貯水槽給水・共同住宅親メーター）】（取出しから貯水槽・排水弁まで）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	開発給水承認通知書及び同意書 ※開発給水が伴う場合
5	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
7	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
8	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
9	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

【新設申請（貯水槽給水・共同住宅）】（貯水増以降の各戸メーター）

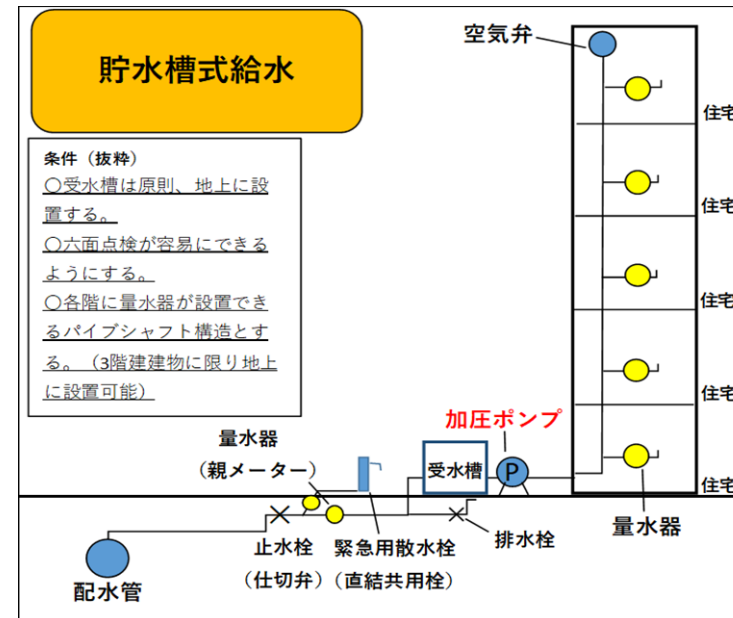
1	給水装置工事申込書
2	特定建築物特別取扱申込書
3	貯水槽管理台帳兼チェックリスト
4	設計審査手数料・工事検査手数料・加入分担金管理表
5	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）※A4判・A3判各一部ずつ
6	メーターユニット承認図 ※パイプシャフト構造の場合
7	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
8	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
9	水量計算書
10	貯水槽有効容量計算書
11	配置図
12	各階平面図（1部屋あたりの平米数が確認できるもの）※0.5m <sup>3</sup> /1世帯で計算する場合
13	系統図
14	パイプシャフト詳細図
15	受水槽廻り詳細図
16	貯水槽・ポンプ仕様書

【新設申請（貯水槽給水・共同住宅）】（緊急用散水栓）

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
4	案内図（2部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
7	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
8	建築確認済証の写し（1建物につき1枚）（表紙のみ）

【新設申請（貯水槽給水・専用メーター）】（取出しから宅内配管まで）

1	給水装置工事申込書
2	特定建築物特別取扱申込書
3	貯水槽管理台帳兼チェックリスト
4	給水開始申込書・中止届出書（標題の“開始”に○）
5	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
6	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
7	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
8	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
9	水量計算書
10	貯水槽有効容量計算書
11	配置図
12	系統図
13	受水槽廻り詳細図
14	貯水槽・ポンプ仕様書



【撤去申請（貯水槽給水→直結増圧給水切替・親メーター）】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	案内図（1部） ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
4	草加市水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
6	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

【改造（専用管）申請（貯水槽給水→直結増圧給水切替・取出しから増圧Pまで）】

1	給水装置工事申込書
2	給水装置工事承認通知書
3	メーターユニット承認図 ※パイプシャフト構造の場合
4	直結増圧式給水事前協議書
5	直結増圧給水に関する承諾書
6	増圧給水管理台帳チェックリスト
7	開発給水承認通知書及び同意書 ※開発給水が伴う場合
8	案内図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
9	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
10	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
11	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。
12	水量計算書
13	草加市直結増圧方式水理計算検討書
14	配置図
15	系統図
16	パイプシャフト詳細図 ※パイプシャフト構造の場合
17	増圧ポンプ詳細図
18	ポンプ承認図

【改造申請（緊急用散水栓【直結共用栓】）】

1	給水装置工事申込書
2	給水工事装置工事承認通知書
3	案内図（1部）※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
4	水道配管図 ※申請地を赤斜線・赤枠で囲むこと
5	給水装置設計費・工事費概算書 給水装置工事費清算書
6	図面（平面図・立面図）※北の方角を記入すること。

【留意事項】

○既存建物の構造等によって個別に条件が異なりますので、変更を検討されている場合は、水道営業課窓口までご相談ください。
○既存建物についても、原則、直結増圧給水設計施工基準に基づき、給水装置工事の内容を審査します。
○既存建物の改修等工事でメーターユニット式が使用されていない場合は、メーターユニット式への交換が必要となります。